

津市監査委員告示第5号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和7年6月4日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

別紙のとおり

1 平成24年12月3日付け監査委員告示第9号公表分

市民部

市民交流課（津市雲出市民センター）

監査の結果	指定管理者の自主事業及び津市雲出市民センターの浴室施設について（指定管理） 津市雲出市民センターは、公の施設としての存続が必要なものとして、また、市民サービスの質的向上や経費の節減など、効果的な施設運営が期待できるものとして、指定管理者制度を導入しているが、本市は指定管理料として、毎年約1,900万円を津市雲出市民センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に支出し、その経費は運営委員会の歳入総額の約95パーセントを占めている状況である。 本市において指定管理者制度を導入している公の施設の中には指定管理料を支出せず、指定管理者の自主財源のみで運営しているものもある中で、より効率的・効果的な施設の維持管理を行う観点から、所管部局にあっては、浴室施設の利用料金の設定をはじめとした当該浴室施設の在り方について検討されたい。
措置の内容	雲出市民センター別館の浴室施設は、配管設備等の老朽化により、令和2年4月1日より休止とした。今後の浴室施設の在り方については、令和4年11月14日に開催された「第40回津市公共施設等総合管理計画推進会議」において、現在の雲出出張所を解体し、出張所機能及び出張所内にある地域活動支援機能を雲出市民センター別館内に移転集約する方向で協議を行ったが、「改修した浴室へのお出張所の機能移転についての承認は困難」との方針が示された。 この方針を受け、当該浴室施設の在り方については、地元に対し浴室の廃止及び会議室等への機能移転はできない旨を説明し、理解が得られている。

2 平成31年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

白山総合支所

地域振興課

監査の結果	土地の長期転貸借について 株式会社猪の倉が、猪の倉温泉用地として利用する土地の一部については、市町村合併以前の旧白山町時代から、市が個人の地権者から賃借し、賃借料を支払ったうえで、当該土地を同社に同額で転貸してきている。本来は、民間企業である同社が各地権者と交渉し、土地の賃貸借契約を締結すべきであると考えことから、同社と各地権者が賃貸借契約できるよう関係者との協議、調整を進められたい。
措置の内容	市有地及び転貸地について、市と株式会社猪の倉との賃貸借契約は、令和5年3月31日をもって合意解約し、地権者との賃貸借契約についても、令和5年3月28日から令和6年5月31日にかけて合意解約書を交わし解約した。

3 令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 市民部

市民交流課

監査の結果	公共自転車等駐車場の在り方の整理・見直しについて 東海旅客鉄道株式会社から年間約160万円で賃借している津新町駅北公共自転車等駐車場について、定期的に現地確認を行ったところ、区画によっては年間を通じて日中の利用がほとんどなく、有効利用されているとは言えない。利用者ニーズ、費用対効果を勘案し、同駐車場の在り方について整理・見直しされたい。
措置の内容	令和6年8月から大門・丸之内地区の官民連携まちづくりの社会実験として、本駐車場の空き区画を利用したシェアサイクル事業が実施されており、令和7年度も継続実施されている。

	本駐車場は、現在、日常利用の駐車が増加傾向であることに加え、実験結果による今後のシェアサイクル事業化の可能性があること、さらに、地権者である東海旅客鉄道株式会社から「返還後、再度賃貸借の申出に応じることは困難である。」との見解が示されていることを踏まえ、現行のままとする。
--	---

(2) 商工観光部

商業振興労政課

監査の結果	不適正な補助金審査について 商業振興（商店街等新規創業支援）事業補助金について、当該補助金の交付に当たり、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）、令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金募集要項（以下「募集要項」という。）及び令和２年度商店街等新規創業支援事業補助金本審査票（以下「本審査票」という。）を定め、これらに基づき交付事務を行っている。 取扱要領については、令和２年７月２７日に改正したにもかかわらず、同月３１日付け津市大門商店街商業協同組合からの応募に対し、募集要項及び本審査票を改正せず、改正前の規定により募集及び審査を行い、補助金を交付していた。 また、取扱要領第１０条第４号アにおいて提出しなければならないと規定されている印鑑登録証明書は提出されていなかった。 加えて、取扱要領第１４条第４号において補助金交付決定通知を受けたものが提出しなければならないと規定されている空き家・空き店舗等の写真（施工後）は提出されておらず、商業振興労政課職員が撮影した写真が添付されていた。 これらのことは、書類等の審査が適正に行われてい
-------	--

	るとは言えず、速やかに所要の措置を講じられたい。 なお、提出された改装前の写真では、適正に改装の確認ができないことや、昼間の営業の実態について、事業者に売上伝票、食材仕入れのレシート等を求めたが提出されず、従業員の勤務状況書類も勤務時間までは確認できなかった。
措置の内容	津市商工業振興等関係補助金交付要綱の見直しを行い、商店街等新規創業支援事業に係る取扱要領等については廃止し、令和４年度より新たに津市商店街等新店舗誘致奨励金の制定を行った。 この見直しにより、これまで添付書類として義務付けていた印鑑登録証明書に代わり、新店舗の不動産登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写しと賃貸借契約書又は売買契約書の写しの提出を義務付け、賃貸借人の確認を確実に行うことができるよう見直した。 また、改装費に係る一時金については廃止するなど補助内容を見直し、事業者の出店又は営業に要する経費となる、設備修繕費、看板製作費、広報宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費、原材料費等を補助対象とした。 実績報告書の提出時に、新店舗の年間営業日、営業時間及び休業日を記載した営業日報の提出を義務付けるとともに、営業していることが確認できる店舗の外観及び内観の写真を義務化した。さらに、職員が新店舗に出向き、補助対象箇所の確認を行うこととした。 当該奨励金の審査に当たっては、令和４年４月１日に施行された津市補助金審査事務規定に基づき、審査事務手続きをすすめ、適正な事務を行っている。 【津市商店街等新店舗誘致奨励金交付実績】 令和６年度　１件　２０万円 令和７年度　１件（交付申請手続き中）

4 令和6年2月16日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 健康福祉部

こども政策課（健康福祉部こども支援課（当時））

監査の結果	法令に基づく適正な債権管理について 児童手当過年度返還金については、児童手当法第13条の規定に基づき、返還対象となる児童手当の支給を、その後に支払うべき児童手当の内払とみなす支払調整を行っている。 当該処分は相手方に対する不利益処分となるため、行政不服審査法第82条の規定に基づく不服申立てに係る教示及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく処分の取消しの訴えに係る教示を記して通知すべきところ、これらがなされていなかった。 一方で、不利益処分とはならない児童扶養手当過年度返還金に係る督促状には、これらの教示を記して通知していた。 その他の未収金に係る事務についても総点検を行い、法令に基づく適正な債権管理を徹底されたい。
措置の内容	児童手当過年度返還金における支払調整に係る通知については教示を記すよう、また、児童扶養手当過年度返還金に係る督促状については、不要である教示を削除した。 その他未収金にかかる事務についても総点検を行い、こども政策課内における債権管理マニュアルを作成した。今後法令に基づく適正な債権管理を徹底していく。

(2) 教育総務部

生涯学習課（教育委員会事務局生涯学習課（当時））

監査の結果	市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について 津市青少年センター利用者に配付する市営駐車場駐車券については、令和元年度末では38万7,400円の残高であったものが、令和4年度末では166万9,200円となっており、3年間で128万1,8
-------	---

	00円分増加していた。 駐車券が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用実績が50万2,400円であったのに対し、178万4,200円分を購入したことによるものである。 市営駐車場駐車券は金銭的な価値を有しており、公金と同等の適正な管理が求められることから、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底されたい。
措置の内容	駐車券に係る令和6年度予算を皆減するとともに、適正な管理を行ったことにより、令和6年度末時点の残高は、70万3,300円まで減少した。 引き続き、駐車券の現有残高と使用見込みを見極めた上で予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底していく。

5 令和6年8月26日付け監査委員告示第5号公表分

(1) 美里総合支所

ア 地域振興課（北長野農家組合）

監査の結果	利用料金設定の未承認について 津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例第14条第2項において、当該施設の利用料金は、「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」とされている。 しかしながら、市長の承認手続がなされていない上、育苗センターの利用料金については、条例で定める金額とは異なる金額で利用料金が徴収されていた。 今後はこのようなことがないよう、同条例を遵守されたい。
措置の内容	令和7年度の育苗センター利用料金について、令和7年3月21日付けで申請を受け、承認済みである。

イ 地域振興課（北長野農家組合）

監査の結果	事業計画の未提出について
-------	--------------

	当該施設の指定管理者基本協定書には、翌年度の事業計画を毎年１１月３０日までに提出する旨が規定されている。 しかしながら、いずれの年度においても提出がされておらず、事業計画を確認することがないままに年度協定書が締結されていた。 今後は、基本協定書の規定を遵守し、事業計画の確認を徹底されたい。
措置の内容	令和６年１１月２０日付けで、ライスセンター等の管理に係る事業計画書が提出され、確認済みである。

(2) 白山総合支所

地域振興課（リバーパーク真見管理組合）

監査の結果	利用料金設定の未承認等について 津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第１６条第２項において、利用料金は「別表第１及び別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」とされ、別表第２において、津市リバーパーク真見の設備器具（小型耕運機）の利用料金が定められている。 しかしながら、設備器具の利用料金については、市長の承認手続がなされていない上、条例で定める金額とは異なる金額で利用料金が徴収されていた。 また、当該設備器具は津市物品会計規則で定める備品台帳に登載されていないことから、利用料金承認手続と合わせて、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	設備器具（小型耕運機）の利用料金について、市長の利用料金承認手続を行った。また、当該設備器具の備品台帳搭載の手続きも合わせて行った。

6 令和７年２月１４日付け監査委員告示第１号公表分

(1) 市民部

市民交流課

監査の結果	減免手続の整理について
-------	-------------

	津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条において、使用料の減免を受けようとする者は、会館使用料減免申請書（第4号様式）を提出しなければならないと定められている。 しかしながら、同規則に定めのない会館使用団体登録申請書に減免についての項目を設けることで、減免対象団体であるかを判断し、以後の使用料を減免している。 減免手続の実態が、同規則に即していないことから、整合を図られたい。
措置の内容	令和7年度から、津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする団体は、会館使用料減免申請書（第4号様式）を提出するようにした。

(2) スポーツ文化振興部

文化振興課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 郷土アーティスト発信事業業務委託（契約金額200万円）については、津市専決規程第5条の規定に基づき、部次長により決裁されていた。 したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。 今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(3) 健康福祉部

ア 保険医療助成課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 津市特定保健指導動機付け支援・積極的支援業務委
-------	---

	託（契約金額１８６万３，７８５円）については、津市事務専決規程第５条の規定に基づき、部次長の決裁区分により決裁されていた。 したがって、当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第３条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印が使用されていた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

イ 健康づくり課

監査の結果	津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について 津市河芸保健センター内の栄養指導実習室等の使用許可申請については、津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第４条第１号の規定に基づき、使用しようとする日の２月前の月の初日から当日までの間で許可すべきところ、２月前以前の申請に対して使用を許可しているものが散見された。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。
措置の内容	当該指摘事項については、当課でのコンプライアンスが徹底されていなかったことが原因である。 今後、同様の事案が発生しないよう、関係職員に対して、適切な使用許可申請に係る事務手続きについて確認するとともに、コンプライアンスの徹底を周知した。

(4) 都市計画部

都市政策課

監査の結果	津市事務専決規程及び津市公印規則の遵守について 個人に対するがけ地近接等危険住宅移転事業費補助
-------	--

	金 3 5 4 万 4, 3 7 1 円に係る交付決定については、交付決定額が 3 0 0 万円以上であるため、津市事務専決規程第 5 条の規定に基づき、部長決裁（3 0 0 万円以上）とすべきところ、部次長決裁（1 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満）により交付決定されていた。 また、この補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第 3 条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用されていた。 今後は、このようなことがないよう、同規程及び同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市事務専決規程及び津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(5) 河芸総合支所
市民福祉課

監査の結果	施設の使用許可に係る適用条例誤りについて 津市河芸ほほえみセンター内の録音室については、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例に基づく使用許可の対象施設とはなっていないが、ボランティア団体に対し、同条例を適用して使用を許可していた。当該録音室については、津市財産に関する条例を適用して使用を許可されたい。
措置の内容	津市河芸ほほえみセンターでは、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例により市民の皆様へ貸館を実施しているが、当該条例に規定されていない録音室において、本来であれば津市財産に関する条例を適用し使用を許可する必要があるところを、津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例に規定されている部屋と混同し使用許可をしていた。 令和 7 年 3 月 7 日に録音室を使用しているボランティア団体に状況を説明し、津市財産に関する条例に基

	づく行政財産使用許可申請書を提出いただき、令和7年3月14日付けにて行政財産使用許可書をボランティア団体に交付した。 今後、このような事案が起こらないよう条例等法令の遵守に努める。
--	--

(6) 芸濃総合支所
地域振興課

監査の結果	津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づく事務処理の徹底について 津市芸濃総合文化センター内の市民ホール及び大研修室の使用許可申請については、津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号に基づき、使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前までの間で許可すべきところ、6月前の月の初日以前の申請に対して使用許可をしているものが複数あった。 今後は、このようなことがないように、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。
措置の内容	芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室の使用許可申請期間は、使用する日の属する月の6月前とされている。 運動施設（アリーナ及び剣道場）と文化施設（市民ホール及び大研修室）が複合する施設として、それぞれの条例、規則にある使用許可申請期間に準じて事務処理を行っているところであるが、事務処理を行う当施設担当者に対し、改めて施設の性質の違い等の指導と事務の周知徹底を図り、適正な許可申請事務に努める。

(7) 安濃総合支所
地域振興課

監査の結果	津市支所及び出張所処務規程の遵守について 津市安濃交流会館管理等業務委託の契約締結に係る
-------	--

	決裁について、契約額が１，０００万円以上であるため、津市支所及び出張所処務規程第９条の規定に基づき、副市長決裁（１，０００万円以上）とすべきところ、総合支所長決裁（３００万円以上１，０００万円未満）により決裁されていた。 今後はこのようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。
措置の内容	津市支所及び出張所処務規程を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(8) 香良洲総合支所

地域振興課

監査の結果	不適切な公金の取扱いについて 香良洲総合支所地域振興課公金等取扱マニュアルにおいて、各種収納金について過大収納があった際は戻出処理を行うと規定されている。 しかしながら、香良洲体育館において、算定誤りにより２件合計で２６０円の使用料を過徴収していたものがあったが、戻出処理をすることなく同一申請者の次回使用許可申請時の使用料に充てていた。 今後は、このような不適切な公金の取扱いをすることがないように、公金等取扱マニュアルに基づく事務を徹底されたい。
措置の内容	地域振興課で公金を取扱職員に対し再度公金等取扱マニュアル研修を行い、公金等取扱マニュアルを遵守するよう周知した。